

国保中央病院医事業務委託及び派遣に係る

公募型プロポーザルの公告 兼 実施要領

公募型プロポーザル方式により、標記業務の受託者を、次のとおり募集します。

令和 3 年 7 月 5 日

国保中央病院組合
管理者 森 章浩

1 業務の概要

(1) 業務名

国保中央病院医事業務

(2) 業務内容

別紙医事業務委託仕様書及び医師事務作業補助者派遣業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和 3 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日

※ 受託者として契約した日から令和 3 年 9 月 30 日までを業務準備期間とし、業務実施のための調査、業務引継ぎ及び医療情報システムの教育研修等の業務遂行に必要な準備を行うものとし、なお、当該期間にかかる経費は受託者の負担とします。

(4) 履行場所

国保中央病院（奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1）

(5) 業務委託上限額

月額 8,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を除く。）を限度とします。

2 応募資格

このプロポーザルに応募資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (2) 民事執行法（昭和 54 年 3 月 30 日法律第 4 号）による差押等金銭債権に対する強制執行、もしくは国税、地方税その他公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

- (3) 国保中央病院組合、川西町、三宅町、田原本町、広陵町又は奈良県（以下、「本組合等」という。）のいずれかの競争入札等参加資格者名簿において取扱営業種目Ⅱ医療事務又はこれと同等の営業種目に関する業者登録をしている法人であること。
- (4) 公告日現在において、国保中央病院組合又は 4 町指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 奈良県内又は近隣府県（国保中央病院から概ね 1 時間程度で来院できる範囲）に本店、支店又は営業所を置く法人であること。
- (6) 過去 2 年間（令和 1 年～令和 2 年）において、200 床以上の病院と医事業務（医事業務全般の委託契約に限る）を受託し、12 ヶ月以上継続して誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にあること。
- (9) 仕様書の内容を単独で行うことのできる法人であること。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (11) 公告日現在において、国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (12) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - ② 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

3 スケジュール

契約締結までのスケジュールは、以下の通りです。

区分	項 目	日 程
資格確認	公告	令和 3 年 7 月 5 日（月）
	仕様書等の交付期間	令和 3 年 7 月 5 日（月）～7 月 15 日（木）
	質問の受付	令和 3 年 7 月 5 日（月）～7 月 16 日（金）

	質問の回答	随時回答し、最終回答は令和 3 年 7 月 20 日（火）
	参加申込書の提出期限	令和 3 年 7 月 21 日（水）
	参加決定通知書の送付	令和 3 年 7 月 26 日（月）
審査	企画提案書の提出期間	令和 3 年 7 月 26 日（月）～7 月 29 日（木）
	プレゼンテーション	令和 3 年 8 月 2 日（月）
	選定結果通知日	令和 3 年 8 月 6 日（金）

4 仕様書等の交付期間及び場所

① 交付期間

ア. ダウンロードによる場合

令和 3 年 7 月 5 日（月）9 時 00 分～令和 3 年 7 月 15 日（木）17 時 00 分まで

イ. 来院による場合

令和 3 年 7 月 5 日（月）～令和 3 年 7 月 15 日（木）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（但し、土・日・祝日及び 12 時 15 分～13 時 15 分は除く）

② 交付場所 ： 本組合ホームページ（<https://www.kokuho-hp.or.jp/>）からダウンロードするか下記に取りに来てください。

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1

国保中央病院組合 企画総務課

TEL 0744-32-8800

5 質問の受付及び回答

（1） このプロポーザルに関する質問の受付期間

① 令和 3 年 7 月 5 日（月）から令和 3 年 7 月 16 日（金）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（但し、土・日・祝日及び 12 時 15 分～13 時 15 分は除きます）なお、令和 3 年 7 月 16 日（金）は 16 時 00 分までの受付です。

② 質疑は、質問票（様式第 5 号）を F A X またはメールで送信し、電話により到着の有無を確認してください。

担当課：国保中央病院組合 企画総務課

T E L 番号 0744-32-8800（代表）

F A X 番号 0744-32-8811

メールアドレス kikaku1@kokuho-hp.or.jp

（2） 回答

質問内容及びそれに対する回答を国保中央病院ホームページに掲載します。回答は随時行いますが、最終回答日時は、令和 3 年 7 月 20 日（火）17 時 00 分です。回答を変更することが

ありますので、最終回答をホームページで確認してください。

ホームページURL：https://www.kokuho-hp.or.jp/

(3) 説明会

説明会は行いませんが、現場確認を希望する場合は、あらかじめ担当課まで連絡してください。

6 参加資格の確認等

(1) 参加申込み

このプロポーザルに参加される事業者は、以下により(2)の提出書類を提出してください。

なお、資格確認のため、必要に応じ説明を求めたり、追加書類の提出を求めることがあります。

① 提出期限

令和3年7月21日(水)17時00分まで

② 提出方法

持参又は郵送に限ります。但し、これ以外の方法で提出した場合は、受け付けないものと
し、別に定める不受理通知書を添え普通郵便により、差出人に返送します。

ア 持参の場合

9時00分から17時00分の間に提出してください。(但し、土・日・祝日及び12時
15分から13時15分の間は除く)

イ 郵送の場合

提出期限必着とし、書留郵便により提出してください。

③ 提出場所：国保中央病院組合 企画総務課

(2) 提出書類

以下の書類を各1部提出してください。

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 実績調書(様式第2号)及び契約実績が確認できる書類の写し
- ③ 所在地を証する書類(法人登記簿謄本等)
- ④ 直近過去2年間の貸借対照表、損益計算書
- ⑤ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

※ 様式指定のないものは、任意の様式で結構です。

※ 商業登記簿等謄本、納税証明書等の各種証明書類は、申請直前3月以内に発行されたもの
であること。(写し可)

※ ③、⑤の書類については、国保中央病院組合に半年以内に登録した者は提出不要です。法
人登記簿謄本等は、申請直前半年以内に発行されたものであること。(写し可)

(3) 参加資格の確認通知

参加申込書等の提出を受け、参加資格要件を満たすか審査したのち合格と判定した者に対し

ては、その旨を通知します。不合格と通知した者に対しては、その旨を通知します。

7 提案書等の提出

- (1) 令和3年7月26日(月)に参加資格確認の結果、合格者に参加決定通知書を送付する予定ですので、以下により(2)の提案書及び見積書を提出してください。

① 提出期間

令和3年7月26日(月)から令和3年7月29日(木)まで

② 提出方法

持参又は郵送に限ります。但し、これ以外の方法で提出した場合は、受け付けないものとし、別に定める不受理通知書を添え普通郵便により、差出人に返送します。

ア 持参の場合

9時00分から17時00分の間に提出してください。(但し、土・日・祝日及び12時15分から13時15分の間は除く)

イ 郵送の場合

令和3年7月29日(木)必着とし、書留郵便により提出してください。

- ③ 提出場所 : 国保中央病院組合 企画総務課

(2) 提出書類

提案書(様式第3号)及び見積書(様式4号)

見積書には、積算のわかる書類を添付してください。(様式任意)

なお、見積には医事業務委託及び派遣双方を合算した金額を記載すること。

(3) 提案書記載項目等

提案書作成要領(別紙1)のとおりとし、必要に応じ、独自の提案を盛り込んでください。

(4) 提出部数

提案書: 正本1部、副本8部

見積書: 1部

(5) 記載要領及び留意事項

- ① 提案書は、原則としてA4版・横書き・左綴じで作成してください。必要に応じて、説明資料を折り込むことは可とします。

- ② 提案書の総ページ数は、30ページ以内とします。

- ③ その他

ア 提出後の追加及び変更は認めません。但し、プレゼンテーション当日に提案書を補足する最少限の説明資料を配付することは可とします。

イ 作成に要する費用は受託希望者の負担とします。

ウ 提出された書類は返却しません。

エ プレゼンテーション前日までに国保中央病院組合から提案書の内容について説明を求める場合があります。

8 プレゼンテーション

(1) 日時及び場所

日時： 令和3年8月2日(月)

具体的な時間については、追って連絡します。

場所： 奈良県磯城郡田原本町宮古404-1 国保中央病院緩和ケアホーム
1階飛鳥ホール

※ プレゼンテーションの参加者は、指定された時刻及び場所に必ず集合してください。プレゼンテーション時刻に遅れたり欠席された場合は、原則として失格と見なします。

※ プレゼンテーションを辞退する場合は、7月29日(木)午前10時までに辞退届(様式第6号)を国保中央病院組合企画総務課まで提出してください。

(2) プレゼンテーションの方法

1社あたり20分以内のプレゼンテーションと概ね20分程度の質疑応答を実施する予定です。

(3) その他

当日までに当公告に示した応募資格がないと認められた場合は、プレゼンテーションに参加することができません。

9 受託者の選定方法

(1) 受託候補者の選定について

国保中央病院医事業務応募者選定評価委員会(以下、「評価委員会」という。)が提案書及びプレゼンテーションの内容を別紙2の国保中央病院医事業務委託及び派遣に係る応募者選定基準(以下、「選定基準」という。)により審査し、評価を行います。各評価委員の採点の合計が総点数の6割以上かつ最も高い評価を得た者を受託候補者として特定します。なお、最も高い評価を得た者が複数いた場合は、評価委員会の合議により、受託候補者1者を選定します。受託候補者として選定した者に対してはその旨を、選定しなかった者に対しては選定しなかった旨を通知します。審査内容及び審査結果に関する異議申立ては一切できません。

(2) 受託者の決定

受託候補者と契約内容等について確認・協議し、合意に至った時は、当該者を受託者として決定し、速やかに国保中央病院ホームページにおいて公表します。

(3) 次点者の取り扱い

受託候補者との間で、業務内容等に関し最終的な合意に至らなかった場合には、次点者と協

議を行います。

10 その他

(1) 応募者が2者に達しない場合の取扱い

提出期限までに参加申込書及び提案書の受理数が2者に満たない場合においても、再公告の手続きを踏まずに選定手続きを行う場合があります。

(2) 契約書の作成の要否

要します。

(3) 契約保証金

国保中央病院組合契約規則（平成13年規則第1号、以下「規則」という。）第26条に定めるところによります。

(4) 契約の不締結

契約締結までの間に次の①から③までに該当する事由があると認められたときは、契約を締結しないものとします。

① 2の(12)①から⑤までに該当する者であると認められたとき。

② 営業活動に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が2の(12)①から⑤に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

③ この業務の履行に係る下請契約等において2の(12)①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方とした場合において、(上記②に該当する場合を除く。)国保中央病院組合が下請契約等の解除を求め、これに従わなかったとき。

(5) 契約の解除

契約締結後、契約者について(4)の①から③までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を国保中央病院組合に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は規則第32条第2項の損害賠償金を納付しなければなりません。

(6) 長期継続契約

当該入札により委託契約を締結する「国保中央病院医事業務及び派遣業務」は、地方自治法施行令第167条の17（昭和22年政令第16号）及び国保中央病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成27年4月1日国保中央病院組合条例第1号）に基づき、長期継続契約とします。

(7) 契約条項

法令等に基づく長期継続契約は、翌年度以降の債務を負担する予算を定めることなく長

期の契約を締結するものであり、翌年度以降の予算が保証されているものではありません。よって、契約書には「この契約の締結日に属する年度の翌年度以降の国保中央病院組合収支予算において、委託料が減額又は削除されたときは、当該契約を変更又は解除する」旨の条項を盛り込みます。なお、当該契約の変更・解除により受注者に損害を与えたときは、合理的算定方法により実損額を両者で協議し、損害賠償額を定めるものとします。

(8) その他必要事項

契約書に定めのない事項については、関係法令及び規則の定めによるほか、双方協議によるものとします。